

交 企 第 8 1 7 号

平成17年12月27日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領の制定について（通達）

交通事故、交通指導取締り及び交通規制に関する情報を一元的に管理し、交通警察に係る事務を合理化するとともに、各種情報を地図データに照らし解析することにより、より効果的な交通事故防止対策の策定に資するため、みだしの要領を別添のとおり策定し、平成18年1月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理（以下「交通業務管理システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本構成

交通業務管理システムは、次に掲げる機能をもって構成する。

(1) 交通事故情報管理機能

交通事故を取り扱った所属において交通事故に係る情報を登録することにより、交通事故に係る業務を管理するとともに、交通事故防止対策の基礎となる事故管理、交通事故日報、交通事故統計・分析資料、地図データを利用した資料等交通事故統計に係る各種資料を作成する機能

(2) 交通違反情報管理機能

交通指導取締りを行った所属において交通違反指導取締りに係る情報を登録することにより、交通違反に係る業務を管理するとともに、交通違反取締り日報等、各種資料を作成する機能

(3) 交通規制情報管理機能

関係所属において交通規制に係る情報を登録することにより、交通規制に係る申請事務等の業務を管理するとともに、地図データを利用して交通規制の見取図等を作成する機能

第3 基本台帳

総務部情報管理課に、交通業務管理システムに関する次の台帳（以下「ファイル」という）を置くものとする。

（台帳省略）

第4 業務種別及び主管課

機能ごとの業務種別及び主管課は、次表のとおりとする。

（次表省略）

第5 運用体制

1 交通業務管理総括責任者

(1) 警察本部に交通業務管理総括運用責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、交通部長をもって充てる。

(2) 総括責任者は、交通業務管理システムの運用に係る事務を総括する。

2 交通業務管理運用責任者

(1) 警察本部に交通業務管理運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、交通部交通総務課長をもって充てる。

(2) 運用責任者は、総括責任者を補佐し、交通業務管理システムの運用に関し、関係各所属長に対する指導及び助言を行い、適正な管理運用に努めるものとする。

3 ファイル管理責任者

(1) 警察本部にファイル管理責任者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。

(2) ファイル管理責任者は、交通業務管理システムにおける各種ファイルを管理するとともに、各業務に係る照会事項の登録日時、目的及び内容並びに照会者（職員番号その他当該照会者を識別できる符号を含む。）の記録を管理する。

なお、当該記録は、登録をした日から5年間保存するものとする。

4 交通業務管理業務責任者

(1) 第4の表に規定する業務ごとに交通業務管理業務責任者（以下「業務責任者」という。）を置き、業務主管課の長をもって充てる。

(2) 業務責任者は、各業務の効果的かつ円滑な運用に努めるものとする。

第6 各業務の運用

交通業務管理システムの各業務に係る運用要領については、別に定めるところによる。

実施日

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

実施日（平成19年11月30日情管第3712号）

この通達は、平成19年12月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成24年6月22日交捜第990号）

この通達は、平成24年7月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。